

体罰のない社会を実現するための基本方針（案）

平成 6 年（1994 年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）及び「尼崎市子どもの育ち支援条例」の趣旨を踏まえ、尼崎市における体罰の根絶に向け、以下の通り「体罰のない社会を実現するための基本方針」を定めます。

1 基本方針

(1) 子どもを尊重します。

子どもの意見を尊重し、子どもにとって何が最も良いことかを考え、行動します。

(2) 体罰を許しません。

「体罰は人権侵害であり決して許さない」という共通認識を持ちます。

(3) 暴力の連鎖を断ちります。

体罰では正常な倫理観を養えず、むしろ力による解決志向を助長します。

体罰を根絶し、暴力の連鎖を断ちります。

以 上

※ 体罰とは、学校や家庭で行われる、罰を与えることを目的として、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為のことです。どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

令和 2 年 月 日

尼崎市長

稻村 和美

尼崎市教育委員会教育長 松本 真

体罰のない社会を実現するための取組方針（案）

令和2年 月 日

「体罰のない社会を実現するための基本方針」に基づき、尼崎市及び尼崎市教育委員会は、以下の取組を地域住民、保護者、その他子どもに関わるあらゆる機関と緊密に連携し、推進するものとします。

1 取組方針

- (1) 尼崎市及び尼崎市教育委員会（学校園を含む。以下、同じ。）は、子どもに関わるすべての大人及び子どもたちが、体罰に関する知識を学ぶ機会を設けるなど、体罰を容認する風土の一掃に努める。
- (2) 尼崎市及び尼崎市教育委員会は、親や教員等が子どもたちと向き合い、体罰によらない指導ができるよう環境を整え、また、親や教員等をサポートするための取組を推進する。
- (3) 尼崎市及び尼崎市教育委員会は、子どもに関わるすべての大人及び子どもたちが、体罰を知ったときには、直ちに、安心して通報できる仕組みを充実させるとともに、独立性と専門性をもった第三者機関の設置など、迅速に適切な対応をとれる体制を構築する。

以上